平 成 19 年 5 月 25 日 都市経営・行政運営調整委員会 配 付 資 料 行 政 運 営 調 整 局

第4号議案関係

「財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例」の一部改正について

地方自治法第238条の4関連部分(行政財産の貸付け又は私権の設定ができる場合の拡大)が、平成19年3月1日に施行されましたので、行政財産の無償貸付け等に関する規定の整備を図るため、条例の一部改正を提案します。

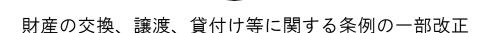
地方自治法(第238条の4)の改正の内容(条例改正に係わる部分)

…【法律改正の趣旨】

市町村合併や行政改革により生じた庁舎等の有効活用を図る 私権を設定できる範囲を拡大

● 行政財産の貸付け等の範囲の拡大

- ・ 土地に加え、建物も対象とする(床面積や敷地に余裕がある場合)
- 地上権に加え地役権も対象とする。
 - 注)地役権:自分の何らかの目的のために他人の土地を利用する権利 例)通行する権利や、他人の土地から水を引く権利など



《第4条第2項》 一定の条件を満たす場合、無償又は時価より低い価額で、行政財産を 貸し付け又は私権を設定することができる旨を規定

- 注) (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において 公用、公共用または公益事業の用に供するとき。
 - (2) 貸付けを受けた者が地震、火災、水害等の災害により当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。

【改正の内容】

● 条例の対象

- 土地に加え、建物等を含む「行政財産」を対象とする。
- 地上権に加え、地役権も対象とする。
- 施行日 公布の日